

条件付き一般競争入札公告

条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

玉野市長 柴 田 義 朗

1. 入札に付する事項

- (1) 件 名 玉野市新庁舎什器備品納入 (執務室デスク・ワゴン)
- (2) 納入場所 玉野市宇野一丁目 2 7 番 1 号 (玉野市新庁舎内の指定する場所)
※配置については、指定の場所とし、詳細については、担当課職員と確認を行い、配置変更等が生じた場合にはそれに応じること。
- (3) 納入期限 玉野市役所新庁舎完成後 (令和 8 年 6 月 3 0 日竣工予定) から
令和 8 年 8 月 2 1 日 (金) まで
※建物引き渡し時期は、工事の進捗状況により変更となる可能性があるため、詳細スケジュールは担当課職員と協議し、決定する。
- (4) 概 要 別紙仕様書のとおり
- (5) 契約保証金 免除
- (6) 消費税及び地方消費税の税率
この業務に係る消費税及び地方消費税の税率については 1 0 % とする。

2. 入札参加資格に関する事項

入札期日において次の要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 当市の令和 7 ・ 8 ・ 9 年度入札参加資格者名簿【物品・役務】に登録があり、かつ、希望品目番号 6 又は 1 2 を選択し、玉野市内に本社又は営業所等を有する者であること。
- (3) 公告日から入札の日までにおいて、玉野市指名停止基準 (平成 1 7 年玉野市告示第 2 0 4 号) に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 会社更生法 (平成 1 4 年法律第 1 5 4 号) に基づく更生手続開始の申立てがなされ

ている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 仕器メーカー等が証明する「引受証明書（様式指定）」が提出できること。

3. 入札参加手続等

(1) 入札担当課

〒706-8510

玉野市宇野一丁目27番1号

玉野市 総合政策部 公共施設課

電話 0863-32-5547（直通）、FAX 0863-32-5507

(2) 仕様書等の閲覧等

当該業務に係る仕様書（以下「仕様書等」という。）の閲覧期間及び場所は、6の表に示すとおりとする。

(3) 仕様書等に対する質問について

仕様書等に質問がある場合は、指定の質問書に記入の上、6の表に示す期間内に指定の場所に提出すること。

4. 入札書の提出

(1) 入札方法 持参又は書留郵便、特定記録郵便による郵送に限る。

(2) 到着期限 令和7年10月16日（木）午後5時

玉野市役所 公共施設課 必着

(3) 入札書 指定入札書（最後のページにあり）

入札書には、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

(4) 入札書用封筒 指定様式を貼り付けたもの

5. 開札

(1) 開札日時 令和7年10月17日（金）午前10時～

(2) 開札場所 玉野市水道庁舎 1階 中会議室（玉野市宇野1-13-2）

開札の立会人は、当該入札参加者の内から立会希望者各社1名とし、多数のときは、先着順5名までとする。

6. 入札日程

手続き等	期間・期日・期限	場所
公告日	令和7年9月30日（火）	玉野市役所前掲示場 玉野市ホームページ
仕様書等の閲覧	公告日～開札日	玉野市ホームページ
質問書の受付期間	令和7年9月30日（火）から 令和7年10月6日（月）まで	電子メールによる
質問書の回答日	令和7年10月8日（水）	玉野市ホームページ
入札書受付期限	令和7年10月16日（木） <u>午後5時必着</u>	玉野市 公共施設課
開札日時	令和7年10月17日（金） 午前10時～	玉野市宇野1丁目13番2号 玉野市水道庁舎 1階 中会議室

（注） 上記の期日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）とする。

7. 入札方法等

- （1）持参又は書留郵便、特定記録郵便以外による入札は認めない。
- （2）落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- （3）入札回数は、1回とする。
- （4）入札者が1者のみの場合であっても、入札を有効とする。

8. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- （1）競争入札に参加する資格のない者がした入札
- （2）入札方法に違反して行われた入札
- （3）入札書に記名押印がない入札
- （4）入札書金額欄の金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- （5）同一入札事項について、同一人が2通以上の入札書を提出した入札

- (6) 指定の方法以外で入札書を提出した入札
- (7) 指定様式を貼り付けた入札書用封筒以外の封筒で入札書を提出した入札
- (8) 入札書が到着期限を過ぎて到着した入札
- (9) 入札書用封筒記載の件名又は差出人名と同封された入札書の件名又は入札者名が相違する入札
- (10) 入札書用封筒に差出人名が記載されていない入札
- (11) 入札書用封筒及び入札書の記載事項が相違する入札
- (12) 明らかに不正によると認められる入札
- (13) その他市長が定める入札条件等に違反してなされた入札
- (14) その他前各号に準ずるものとして、市長が認めるもの

9. 落札者の決定方法等

- (1) 落札者の決定は、入札書に記載された金額が、当市の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (2) 最低価格入札者が複数の場合は、くじで落札者を決定する。このくじは、当該入札事務に関係のない玉野市職員に引かせるものとする。

10. 落札後の提出書類

(1) 提出書類

落札者は、市長が定める様式により、下記の書類を速やかに提出すること。

- 提出書類 ①引受証明書
 ②納入物品明細書

11. その他

- (1) 入札開始前に入札参加者がいない場合は、入札を中止し、入札開始後に有効な入札書を提出した者がいない場合は、入札を不調とする。
- (2) 落札者の決定までの間に、最低価格入札者等が入札公告に示したいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該最低価格入札者は入札参加資格要件を満たさなかったものとみなす。
- (3) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月1日条例第27号）第3条の規定に基づく契約のため、本市市議会において可決されなければならない。なお、本市市議会において可決されたときは、締結した仮契約書をもって本契約書とし、改めて契約書の締結は行わない。また、本市市議会でも可決されなかった場合は、本入札の契約締結は行わない。

封筒の貼り付け用紙

※キリトリ線にそって切り取り、封筒（表面・裏面）に、原寸で糊付けしてください。

表面

キリトリ線

〒 7 0 6 － 8 5 1 0

入札書封筒（表）貼付用

岡山県玉野市宇野 1 － 2 7 － 1

玉野市役所 公共施設課 行

受付期限 令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木）

開札日 令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金）

件 名 玉野市新庁舎什器備品納入（執務室デスク・ワゴン）

入札書在中

裏面

キリトリ線

入札書封筒（裏）貼付用

開札日：令和 7 年 1 0 月 1 7 日
（提出〆切：1 0 月 1 6 日）

件名：玉野市新庁舎什器備品納入
（執務室デスク・ワゴン）

商号又は名称

担当者名

電話番号

(注 意)

- 1 封筒のサイズは、「長 3」程度とする。
- 2 封筒には入札書だけを入れ、封かん（糊付）すること。
- 3 封筒の裏面に、印鑑で割印すること。
- 4 入札書の提出方法は、持参又は書留郵便、特定記録郵便による郵送に限る。

条件付き一般競争入札用

入 札 書

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額											

消費税を除く

ただし、玉野市宇野一丁目27番1号

玉野市新庁舎什器備品納入（執務室デスク・ワゴン） 入札金額

上記 玉野市契約規則に基づいて入札書を提出します。

令和 年 月 日

玉野市長 様

住所

氏名

印